

■ 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置及び建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について

国土交通省等の決定に基づき、令和6年3月から適用する「公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）」及び「設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）」の運用に係る特例措置及び建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）について、次のとおり取り扱うこととします。

なお、これにより請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。

■ 1 新労務単価及び新技術者単価の運用に係る特例措置について

旧労務単価及び旧技術者単価（令和5年3月から適用されている単価）に基づき積算し、予定価格を定めたもので、適用日以降に契約を締結する工事等について、請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができます。

■ 【適用対象】

次のすべての要件に該当するもの

- (1) 令和6年3月1日以降に契約を締結する建設工事及び設計等業務委託
- (2) 旧労務単価及び旧技術者単価によって積算し、予定価格を定めたもの

■ 【協議の請求】

- (1) 該当する工事等の場合は、契約締結の際に本特例措置の対象である旨の説明をします。
- (2) 契約締結後の工事等の場合は、本特例措置の対象である旨の説明を協議書により説明します。
- (3) 協議を請求する場合は、契約締結後又は協議による説明後2週間以内に協議書を担当課に提出してください。

■ 2 建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について

令和6年3月改定の労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、建設工事請負契約書第26条6項を運用するもので、施工中の工事について「請負代金額が著しく不当となったとき」に残工事代金に対して、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

■【適用対象】

次のすべての要件に該当するもの

- (1) 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事
 - (2) 請求があった日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日を基準日とし、基準日以降の残工期が2か月以上ある工事
- なお、賃金等の変動による変更額は、基準日における残工事に相応する請負代金額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

■【請求日及び基準日等】

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

■【スライド協議の請求】

スライド協議の請求は書面により行うこととします。

適用の可否について担当課に確認のうえ、別添「別紙様式1-1」を提出してください。

※建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用にあたっては、長野県が作成した「賃金等の変動に対する建設工事標準請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル 令和6年2月」に準じ行うこととします。